

令和7年第13回伊賀市教育委員会 議事日程

令和7年11月26日 10:00 ~

伊賀市役所 2階 会議室203

- ・開会宣言 (開会あいさつ)

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和7年第12回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認について

日程第3 議案第53号 令和7年度一般会計補正予算 教育費関係について

日程第4 議案第54号 伊賀市立中学校の生徒に係る成績評価基準検討委員会設置要綱の制定について

日程第5 議案第55号 伊賀市社会教育委員の解職及び委嘱について

日程第6 議案第56号 伊賀市文化財保護指導委員の委嘱について

日程第7 議案第57号 伊賀市上野図書館設置条例の一部改正について

日程第8 報告説明事項

① 教育行政点検評価報告書について

② 寄附について (教育総務課)

③ 令和7年度 一人ひとりが輝く伊賀市奨学金 (再募集分) の支給について

④ 令和8年度「二十歳のつどい」の開催について

⑤ 寄附について (文化財課)

⑥ 寄附について (上野図書館)

⑦ その他

議案第 53 号

令和 7 年度一般会計補正予算 教育費関係について

令和 7 年度一般会計補正予算(第 5 号)教育費関係について下記のとおり検討を求める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

予算の内容 別紙のとおり

令和7年度伊賀市一般会計補正予算（第5号） 教育委員会（歳入）

一般会計

所属名	款	項	目	節	細節	細節名称	予算前額	補正額	計	歳入説明	補正理由
1 教育委員会事務局 学校教育課	22	5	2	10	35	教職員等給食費本人負担金	11,478	511	11,989	学校給食費無償化に伴う教職員等本人負担分	物価高騰（主に米価高騰）による賄材料費等の増額補正
2 教育委員会事務局 いがっこ給食センター夢	22	5	2	10	35	教職員等給食費本人負担金	17,347	859	18,206	中学校教職員といがっこ給食センター夢職員等の給食費納入	中学校給食の1食単価を令和7年10月分より325円から355円へ30円値上げするため。
3 教育委員会事務局 いがっこ給食センター元気	22	5	2	10	35	教職員等給食費本人負担金	19,756	753	20,509	小学校教職員といがっこ給食センター元気職員等の給食費納入	小学校給食の1食単価を令和7年10月分より300円から330円へ30円値上げするため。

令和7年度伊賀市一般会計補正予算（第5号） 10款 教育費事業一覧（歳出）

一般会計

(単位：千円)

所属名	款項目			款・項	大事業	中事業	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					補正理由
	款	項	目							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源等	
							1,943,284	69,536	2,012,820	480	480	0	4,665	63,911	
1 教育委員会事務局 学校教育課	10	1	3 教育費 教育総務費	児童生徒指導経費	外国人児童生徒支援事業	7,972	482	8,454	0	0	0	0	0	482	就学時や進路選択時等における外国語通訳の需要増による増額補正
2 教育委員会事務局 学校教育課	10	1	3 教育費 教育総務費	児童生徒指導経費	学力向上推進事業	6,188	341	6,529	0	0	0	0	0	341	伊賀市立中学校の生徒に係る成績評価基準の策定事務を進めるに当たり、必要な調査検討及び基準の作成等を行っため。
3 教育委員会事務局 学校教育課	10	1	3 教育費 教育総務費	会計年度任用職員人件費	短時間勤務会計年度任用職員人件費	240,917	2,689	243,606	0	0	0	0	0	2,689	人事院勧告に基づいた給与制度の改正による増額補正。
4 教育委員会事務局 学校教育課	10	1	4 教育費 教育総務費	会計年度任用職員人件費	短時間勤務会計年度任用職員人件費	5,177	246	5,423	0	0	0	0	0	246	人事院勧告に基づいた給与制度の改正による増額補正。
5 教育委員会事務局 学校教育課	10	6	2 教育費 保健体育費	学校給食管理経費	学校給食管理経費	110,942	3,310	114,252	0	0	0	3,053	0	257	物価高騰（主に米価高騰）による賄材料費の増額補正。
6 教育委員会事務局 学校教育課	10	6	2 教育費 保健体育費	会計年度任用職員人件費	短時間勤務会計年度任用職員人件費	3,112	173	3,285	0	0	0	0	0	173	人事院勧告に基づいた給与制度の改正による増額補正。
7 教育委員会事務局 生涯学習課	10	5	1 教育費 社会教育費	社会教育推進経費	社会教育推進経費	1,677	▲ 294	1,383	0	0	0	0	0	▲ 294	令和6年度末にいがまち公民館を閉鎖し、消防設備点検が不要となったため減額する。
8 教育委員会事務局 生涯学習課	10	5	1 教育費 社会教育費	生涯学習推進事業	生涯学習推進啓発事業	74,139	3,856	77,995	0	0	0	0	0	3,856	最低賃金改定に伴い、指定管理21地区における生涯学習事業委託料の人件費分を増額する。併せて、東部地域住民自治協議会が令和7年度より課税事業者となるため、消費税額相当分を委託料に含める。

所属名	款	項	目	款・項	大事業	中事業	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					補正理由
										国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源等	
9 教育委員会事務局 生涯学習課	10	5	1	教育費 社会教育費	会計年度任用職員人件費	短時間勤務 会計年度任用職員人件費	53,658	2,597	56,255	0	0	0	0	2,597	会計年度職員の報酬等単価の改正による補正
10 教育委員会事務局 生涯学習課	10	5	3	教育費 社会教育費	会計年度任用職員人件費	短時間勤務 会計年度任用職員人件費	5,533	201	5,734	0	0	0	0	201	給与改正に伴う補正
11 教育委員会事務局 生涯学習課	10	5	4	教育費 社会教育費	会計年度任用職員人件費	短時間勤務 会計年度任用職員人件費	6,451	343	6,794	0	0	0	0	343	会計年度職員の報酬等単価の改正による補正
12 教育委員会事務局 八幡町教育集会所	10	5	6	教育費 社会教育費	教育集会所 管理経費	教育集会所 管理経費	523	34	557	0	0	0	0	34	事業回数や貸館回数等の増加により光熱水費が不足するため スリッパが経年劣化のため使用できなくなってしまったので購入するため 放送設備が故障しており、部品の保存期間が切れていて修理ができないので購入するため
13 教育委員会事務局 八幡町教育集会所	10	5	6	教育費 社会教育費	教育集会所 事業	八幡町教育 集会所施設 改修事業	0	99	99	0	0	0	0	99	八幡町教育集会所の和式男女共用トイレを、バリアフリー化トイレに改修を行う前にアスベスト調査を行う。
14 教育委員会事務局 八幡町教育集会所	10	5	6	教育費 社会教育費	会計年度任用職員人件費	短時間勤務 会計年度任用職員人件費	8,045	529	8,574	0	0	0	0	529	人事院勧告にかかる単価等の変更に伴う補正
15 教育委員会事務局 下郡教育集会所	10	5	6	教育費 社会教育費	会計年度任用職員人件費	短時間勤務 会計年度任用職員人件費	5,474	267	5,741	0	0	0	0	267	人事院勧告を踏まえた給与制度の改正に対応するため、会計年度任用職員人件費の増額補正を行う。
16 教育委員会事務局 寺田教育集会所	10	5	6	教育費 社会教育費	会計年度任用職員人件費	短時間勤務 会計年度任用職員人件費	5,769	183	5,952	0	0	0	0	183	人事課からの通知に基づく会計年度任用職員人件費の補正
17 教育委員会事務局 まえがわ教育集会所	10	5	6	教育費 社会教育費	会計年度任用職員人件費	短時間勤務 会計年度任用職員人件費	6,729	592	7,321	0	0	0	0	592	人事課からの通知に基づく会計年度任用職員に係る人件費の補正

所属名	款	項	目	款・項	大事業	中事業	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					補正理由
										国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源等	
18 教育委員会事務局 奥馬野教育集会所	10	5	6	教育費 社会教育費	会計年度任用職員人件費	短時間勤務 会計年度任用職員人件費	6,282	214	6,496	0	0	0	0	214	人事課からの通知に基づく会計年度任用職員に係る人件費の補正
19 教育委員会事務局 老川教育集会所	10	5	6	教育費 社会教育費	会計年度任用職員人件費	短時間勤務 会計年度任用職員人件費	5,998	194	6,192	0	0	0	0	194	会計年度任用職員の報酬等の改正に伴う補正
20 教育委員会事務局 文化財課	10	5	2	教育費 社会教育費	会計年度任用職員人件費	短時間勤務 会計年度任用職員人件費	5,359	165	5,524	0	0	0	0	165	会計年度任用職員の給与改正に対応するための報酬の増額。 (令和7年9月16日付け、伊人第1580号による通知分)
21 教育委員会事務局 いがっこ給食センター夢	10	6	2	教育費 保健体育費	学校給食管理経費	給食センター管理運営経費	301,964	3,123	305,087	0	0	0	859	2,264	近年の物価高騰や米価格の著しい上昇により、給食の質や量、栄養価を維持することが困難な状況となっているため、令和7年10月分から給食費の単価を値上げする。 【中学校給食】1食あたりの単価：325円から355円へ値上げ（30円値上げ）
22 教育委員会事務局 いがっこ給食センター夢	10	6	2	教育費 保健体育費	会計年度任用職員人件費	短時間勤務 会計年度任用職員人件費	1,824	85	1,909	0	0	0	0	85	会計年度任用職員人件費引上げのため。
23 教育委員会事務局 いがっこ給食センター元気	10	6	2	教育費 保健体育費	学校給食管理経費	給食センター管理運営経費	383,389	5,356	388,745	0	0	0	753	4,603	主に令和7年産の伊賀米コシヒカリの米価の上昇による物価高騰対応のため、1食あたりの食材費単価の上昇分を補正を要します。
24 総務部 人事課	10	1	2	教育費 教育総務費	特別職人件費	特別職給	11,110	113	11,223	0	0	0	0	113	
25 総務部 人事課	10	1	2	教育費 教育総務費	職員人件費	職員人件費	229,895	29,500	259,395	0	0	0	0	29,500	
26 総務部 人事課	10	1	2	教育費 教育総務費	会計年度任用職員人件費	短時間勤務 会計年度任用職員人件費	7,577	▲ 2,638	4,939	0	0	0	0	▲ 2,638	
27 総務部 人事課	10	1	3	教育費 教育総務費	会計年度任用職員人件費	短時間勤務 会計年度任用職員人件費	34,452	▲ 3,738	30,714	0	0	0	0	▲ 3,738	
28 総務部 人事課	10	2	1	教育費 小学校費	職員人件費	職員人件費	82,113	10,562	92,675	0	0	0	0	10,562	

所属名	款	項	目	款・項	大事業	中事業	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					補正理由
										国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源等	
29 総務部 人事課	10	3	1	教育費 中学校費	職員人件費	職員人件費	34,726	▲ 2,120	32,606	0	0	0	0	▲ 2,120	
30 総務部 人事課	10	3	1	教育費 中学校費	会計年度任 用職員人件 費	短時間勤務 会計年度任 用職員人件 費	2,238	▲ 852	1,386	0	0	0	0	▲ 852	
31 総務部 人事課	10	4	1	教育費 幼稚園費	職員人件費	職員人件費	54,992	3,785	58,777	0	0	0	0	3,785	
32 総務部 人事課	10	5	1	教育費 社会教育費	職員人件費	職員人件費	143,517	▲ 908	142,609	0	0	0	0	▲ 908	
33 総務部 人事課	10	6	1	教育費 保健体育費	職員人件費	職員人件費	33,891	10,343	44,234	0	0	0	0	10,343	
34 総務部 人事課	10	6	2	教育費 保健体育費	職員人件費	職員人件費	32,774	95	32,869	0	0	0	0	95	
35 健康福祉部 保育幼稚園課	10	4	1	教育費 幼稚園費	会計年度任 用職員人件 費	短時間勤務 会計年度任 用職員人件 費	28,877	609	29,486	480	480	0	0	▲ 351	令和7年12月予定の給与改正に対応するため。

第3表 債務負担行為補正

追 加		(単位:千円)
事 項	期 間	限 度 額
1 公共施設予約管理鍵システムWi-Fi使用料	令和7年度から令和8年度まで	1,320
2 学校備品システム使用料	令和7年度から令和8年度まで	575
3 小中学校情報機器保守サポート業務委託経費	令和7年度から令和8年度まで	23,975
4 学校教育ネットワーク維持管理業務委託経費	令和7年度から令和8年度まで	23,802
5 学校教育ネットワーク光回線賃借料	令和7年度から令和8年度まで	10,047
6 GIGA端末学習用アプリケーションライセンス費用	令和7年度から令和12年度まで	48,965
7 民間プール施設を活用した水泳指導業務委託経費	令和7年度から令和8年度まで	12,797
8 スクールバス等運行業務委託経費	令和7年度から令和8年度まで	306,601
9 小中学校汚水処理施設保守点検業務委託経費	令和7年度から令和8年度まで	14,331
10 小中学校警備業務委託経費	令和7年度から令和8年度まで	2,018
11 小中学校空調設備保守点検業務委託経費	令和7年度から令和8年度まで	7,041
12 小学校昇降機保守点検業務委託経費	令和7年度から令和8年度まで	247
13 児童・生徒心臓検診業務委託経費	令和7年度から令和8年度まで	3,456
14 幼児児童生徒の尿検査及びピロリ菌検査業務委託経費	令和7年度から令和8年度まで	5,212
15 多言語対応業務委託経費	令和7年度から令和8年度まで	1,832
16 学校給食関係職員検便検査委託経費	令和7年度から令和8年度まで	1,743
17 生涯学習活動事業委託経費	令和7年度から令和8年度まで	92,462
18 いがっこ給食センター夢給食食材購入経費	令和7年度から令和8年度まで	47,830
19 いがっこ給食センター夢ボイラー保守点検業務委託経費	令和7年度から令和8年度まで	891
20 いがっこ給食センター夢汚水処理施設及び小型合併浄化槽保守点検業務委託経費	令和7年度から令和8年度まで	1,982
21 いがっこ給食センター夢空調設備保守点検業務委託経費	令和7年度から令和8年度まで	678
22 いがっこ給食センター夢廃棄物処理業務委託経費	令和7年度から令和8年度まで	880
23 いがっこ給食センター元気給食食材購入経費	令和7年度から令和8年度まで	47,197
24 分館業務委託経費	令和7年度から令和8年度まで	25,366
25 伊賀市体育施設指定管理料（しらさぎ運動公園）	令和7年度から令和11年度まで	87,582

議案第 54 号

伊賀市立中学校の生徒に係る成績評価基準検討委員会設置要綱の制定について

伊賀市立中学校の生徒に係る成績評価基準検討委員会設置要綱の制定について下記のとおり検討を求める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- 1 制定理由 伊賀市立中学校の生徒に係る成績評価の適正な実施を目的に、成績評価基準について必要な検討をするため、伊賀市立中学校の生徒に係る成績評価基準検討委員会を設置しようとする。
- 2 制定内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 7 年 12 月 1 日

伊賀市立中学校の生徒に係る成績評価基準検討委員会設置要綱
(設置)

第1条 伊賀市立中学校の生徒に係る成績評価の適正な実施を目的に、成績評価基準について必要な検討を行うため、伊賀市立中学校の生徒に係る成績評価基準検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 生徒に係る成績評価基準に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、生徒に係る成績評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育長を、副委員長は教育委員会事務局長を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を統括し、副委員長は、委員長を補佐するとともに委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 副委員長に事故があるとき、又は副委員長が欠けたときは、教育委員会事務局次長がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会の設置等)

第6条 委員会は、第2条に規定する所掌事項に関し、教科単位で調査研究し、及び基準等を作成するため、教科ごとの部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の構成員は、伊賀市立中学校の各校（以下「各学校」という。）でそれぞれの教科を担当する者とし、教育委員会が委嘱する。

3 部会の構成員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

4 部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。

- 5 部会に副部会長を置き、部会長がこれを指名する。
- 6 部会長は、部会を統括し、副部会長は、部会長を補佐するとともに部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 9 部会長又は副部会長は、部会の会議の結果を委員会に報告しなければならない。

(連携会議の設置等)

第7条 委員会は、成績評価基準を円滑に運用するため、各学校に連携会議を置く。

- 2 連携会議は、各学年に設置することができる。
- 3 連携会議は、校長、教頭及び校長が推薦する者をもって構成し、教育委員会が委嘱する。
- 4 連絡会議の構成員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。
- 5 連携会議に会長及び副会長を置き、会長は校長を、副会長は教頭をもって充てる。
- 6 会長は、連携会議を統括し、副会長は、会長を補佐するとともに会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 連携会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 8 会長又は副会長は、連携会議の会議の結果を部会に報告しなければならない。

(協力要請)

第8条 委員長は、委員会の事務遂行上必要があるときは、関係機関等に対し資料の提出その他の必要な協力を要請することができる。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は教育委員会事務局学校教育課において、連携会議の庶務は各学校において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は委員長が、連携会議の運営に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育委員会事務局次長	教育委員会事務局学校教育課長	教育委員会事務局学校教育
課指導教職員係長	教育委員会事務局学校教育課に所属する学力担当指導主事	

議案第 55 号

伊賀市社会教育委員の解職及び委嘱について

伊賀市社会教育委員設置に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 249 号）第 3 条から第 5 条までの規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

1	解嘱及び委嘱理由	委員より辞職届が提出されたため、解職及び後任委員の委嘱を行おうとする。
2	解職及び委嘱委員	別紙のとおり
3	解職日	令和 7 年 11 月 25 日
4	委嘱期間	令和 7 年 11 月 26 日から令和 9 年 6 月 30 日まで

社会教育委員名簿

任期:令和7年7月1日～令和9年6月30日

【解職】(11月25日付 辞職)

区分	細分	氏名	ふりがな	最初の委嘱年月日	備考
社会教育関係者 又は家庭教育の向上に資する活動を行う者(学校教育関係は除く)	地域選出	奥永 悅代	おくなが えつよ	令和5年7月1日	青山

【委嘱】

区分	細分	氏名	ふりがな	最初の委嘱年月日	備考
社会教育関係者 又は家庭教育の向上に資する活動を行う者(学校教育関係は除く)	地域選出	篠木 素道	しのぎ もとみち	令和7年11月26日	青山

○伊賀市社会教育委員設置に関する条例

平成16年11月1日条例第249号

伊賀市社会教育委員設置に関する条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、本市社会教育委員を置く。

(定数)

第2条 社会教育委員の定数は、12人以内とする。

(委員の委嘱)

第3条 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 社会教育委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が就任するときまで在任する。

2 欠員による補欠の社会教育委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(辞任の承認)

第5条 社会教育委員が辞任するときは、教育委員会の承認を得なければならない。

(会議)

第6条 社会教育委員の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年2回、臨時会は必要のある場合に開催する。

3 社会教育委員の会議は、教育委員会が招集する。

4 社会教育委員の会議は、在任委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集してもなお、半数に達しないときは、この限りでない。

(代表委員)

第7条 社会教育委員の互選により、代表委員1人を置く。代表委員は、委員を代表し、会議を主宰する。

(費用弁償等の支給)

第8条 社会教育委員の費用弁償の額及びその支給方法については、別にこれを定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

議案第 56 号

伊賀市文化財保護指導委員の委嘱について

伊賀市文化財保護条例（平成 16 年伊賀市条例第 271 号）第 58 条及び伊賀市文化財保護指導委員設置要綱（平成 16 年教育委員会告示第 13 号）の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- 1 委嘱理由 伊賀市文化財保護指導委員の任期満了に伴い、委員の委嘱を行おうとする。
- 2 委嘱予定者 別紙のとおり
- 3 委嘱期間 令和 7 年 11 月 27 日から令和 8 年 10 月 31 日まで

伊賀市文化財保護指導委員名簿

委嘱期間 令和7年11月27日～令和8年10月31日

No.	氏名	初委嘱年月日	専門分野
1	森田 由一	平成19・11・1	樹木
2	木下 利子	平成21・11・1	建築
3	内保 隆幸	平成26・11・1	考古
4	溝渕 智美	平成28・11・1	古文書
5	西嶋 克司	令和2・11・1	郷土史
6	山本 直子	令和2・11・1	建築
7	加藤 綾香	令和5・11・1	民俗

第10章 文化財保護指導委員

(文化財保護指導委員)

第58条 教育委員会に、文化財保護指導委員を置くことができる。

- 2 文化財保護指導委員は、文化財について、隨時、監視を行い、並びに所有者その他の関係者に對し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に對し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。
- 3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

○伊賀市文化財保護指導委員設置要綱

平成16年11月26日教育委員会告示第13号

改正

平成27年2月26日教委告示第4号

令和3年10月25日教委告示第22号

伊賀市文化財保護指導委員設置要綱

(趣旨)

第1条 伊賀市文化財保護条例第58条の規定に基づき、伊賀市内に所在する有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群及び埋蔵文化財（以下「文化財」という。）の保護をはかるため伊賀市文化財保護指導委員（以下「文化財保護指導委員」という。）の設置について、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 文化財保護指導委員は次に掲げる調査事項に従事する。

- (1) 伊賀市文化財パトロール事業における文化財の巡視及び調査
- (2) 市教育委員会が実施する文化財保護にかかる助言及び協力
- (3) 国、県営の各種開発事業における文化財の調査
- (4) 埋蔵文化財発掘調査における調査協力
- (5) その他、文化財の保護に関し必要と認める調査

(定数)

第3条 文化財保護指導委員の定数は20人以内とする。

(任用)

第4条 文化財保護指導委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号の非常勤の特別職とする。

2 文化財保護指導委員は、大学において文化財に関する学科を専攻した者又は、それに準ずる専門的知識を有する者のうちから、伊賀市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱又は任命する。

3 文化財保護指導委員の任期期間は1年以内とし、再任することができる。

(勤務条件等)

第5条 この要綱に定めるもののほか、文化財保護指導委員の勤務条件、事務処理、その他服務に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月26日から施行する。

附 則 (平成27年2月26日教委告示第4号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月25日教委告示第22号)

この告示は、令和3年11月1日から施行する。

議案第57号

伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例について

伊賀市上野図書館設置条例（平成16年伊賀市条例第251号）の一部を改正する条例について下記のとおり検討を求める。

令和7年11月26日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- 1 改正理由 令和8年4月の（仮称）伊賀市中央図書館の開館及び図書館機能の集約・再編に伴い所要の改正を行おうとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和8年4月1日

伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例

伊賀市上野図書館設置条例（平成16年伊賀市条例第251号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

伊賀市立図書館設置条例

第1条中「伊賀市上野図書館」を「伊賀市立図書館」に改める。

第2条第1項中「伊賀市上野図書館」を「伊賀市中央図書館」に、「40番地5」を「116番地」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

名称	位置
伊賀市北部図書館	伊賀市新堂313番地19
伊賀市南部図書館	伊賀市阿保151番地1

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（伊賀市教育図書購入基金の設置及び管理に関する条例の一部改正）

2 伊賀市教育図書購入基金の設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「伊賀市上野図書館」を「伊賀市立図書館」に改める。

伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>伊賀市立図書館設置条例 (設置)</p> <p>第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、伊賀市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 伊賀市中央図書館</p> <p>位置 伊賀市上野丸之内116番地</p> <p>2 図書館に次の分館を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊賀市北部図書館</td><td>伊賀市新堂313番地19</td></tr> <tr> <td>伊賀市南部図書館</td><td>伊賀市阿保151番地 1</td></tr> </tbody> </table> <p>第3条～第6条（略）</p>	名称	位置	伊賀市北部図書館	伊賀市新堂313番地19	伊賀市南部図書館	伊賀市阿保151番地 1	<p>伊賀市上野図書館設置条例 (設置)</p> <p>第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、伊賀市上野図書館（以下「図書館」という。）を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 伊賀市上野図書館</p> <p>位置 伊賀市上野丸之内40番地5</p> <p>2 図書館に次の分館を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上野図書館いがまち図書室</td><td>伊賀市新堂313番地19</td></tr> <tr> <td>上野図書館島ヶ原図書室</td><td>伊賀市島ヶ原4739番地</td></tr> <tr> <td>上野図書館大山田図書室</td><td>伊賀市平田3154番地</td></tr> <tr> <td>上野図書館青山図書室</td><td>伊賀市阿保151番地 1</td></tr> </tbody> </table> <p>第3条～第6条（略）</p>	名称	位置	上野図書館いがまち図書室	伊賀市新堂313番地19	上野図書館島ヶ原図書室	伊賀市島ヶ原4739番地	上野図書館大山田図書室	伊賀市平田3154番地	上野図書館青山図書室	伊賀市阿保151番地 1
名称	位置																
伊賀市北部図書館	伊賀市新堂313番地19																
伊賀市南部図書館	伊賀市阿保151番地 1																
名称	位置																
上野図書館いがまち図書室	伊賀市新堂313番地19																
上野図書館島ヶ原図書室	伊賀市島ヶ原4739番地																
上野図書館大山田図書室	伊賀市平田3154番地																
上野図書館青山図書室	伊賀市阿保151番地 1																

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(伊賀市教育図書購入基金の設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 伊賀市教育図書購入基金の設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第95号）の一部を次のように改正する。
第1条及び第4条第1項中「伊賀市上野図書館」を「伊賀市立図書館」に改める。

伊賀市教育図書購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第2項関係）

改正後	改正前
伊賀市教育図書購入基金の設置及び管理に関する条例 (設置)	伊賀市教育図書購入基金の設置及び管理に関する条例 (設置)
第1条 <u>伊賀市立図書館</u> の教育図書購入費に充てるため、伊賀市教育図書購入基金（以下「基金」という。）を設置する。	第1条 <u>伊賀市上野図書館</u> の教育図書購入費に充てるため、伊賀市教育図書購入基金（以下「基金」という。）を設置する。
第2条・第3条（略） (運用益金の処理)	第2条・第3条（略） (運用益金の処理)
第4条 基金の運用から生ずる収益（以下「収益金」という。）は、予算に計上して <u>伊賀市立図書館</u> の図書購入費に充当するものとする。	第4条 基金の運用から生ずる収益（以下「収益金」という。）は、予算に計上して <u>伊賀市上野図書館</u> の図書購入費に充当するものとする。
2（略）	2（略）
第5条（略）	第5条（略）

令和7年第13回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2025年（令和7年）11月26日（水曜日）午前10時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 2階 会議室203
3. 出席者 : 澤田教育長、中委員、野口委員、内藤委員、岡森委員、川部事務局長、中次長、小林社会教育推進監兼上野図書館長、岩野教育総務課副参事、中釜学校施設室長、西口学校教育課長、藤島生涯学習課長兼中央公民館長、笠井文化財課長、東構いがっこ給食センター元気所長 一路いがっこ給食センター夢所長
4. 傍聴人 1人
5. 協議事項：
議案第53号 令和7年度一般会計補正予算 教育費関係について
議案第54号 伊賀市立中学校の生徒に係る成績評価基準検討委員会設置要綱の制定について
議案第55号 伊賀市社会教育委員の解職及び委嘱について
議案第56号 伊賀市文化財保護指導委員の委嘱について
議案第57号 伊賀市上野図書館設置条例の一部改正について
6. 報告事項：
① 教育行政点検評価報告書について
② 寄附について（教育総務課）
③ 令和7年度 一人ひとりが輝く伊賀市奨学金（再募集分）の支給について
④ 令和8年度「二十歳のつどい」の開催について
⑤ 寄附について（文化財課）
⑥ 寄附について（上野図書館）
⑦ その他

閉会： 11時05分 署名委員： 野口委員

教育長 皆様方には、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。
11月11日から12月10日までの1カ月間は、「差別をなくす強調月間」です。三重県では平成2年3月に、「人権県宣言」が県議会で決議されました。これを契機に「差別をなくす強調月間」として、全ての県民の人権が尊重される社会の実現をめざし、人権意識の高揚に向けた啓発活動などに取り組んでいます。

伊賀市では、平成 17 年 9 月に、「人権尊重都市宣言」を行いました。この期間は、市内各地域で人権を考えるイベントが行われます。改めて人権を考える機会としていただければと思います。

明日、27 日（木）は伊賀市「部落問題を考える小学生の集い」が開催されます。各校代表の 6 年生 58 人が 9 つの分散会に分かれて、人権学習で学んできたことを交流します。自分の学びや、差別をなくす思いを話し合うことで、差別をなくすなかまとしてつながって、行動できることを目的として実施します。来週 2 日（火）は伊賀市「部落問題を考える中学生の集い」が行われます。子供も、大人も学び合う機会にしたいと考えています。

教育長 それでは、これより令和 7 年第 13 回伊賀市教育委員会定例会を開催いたします。本日は、委員全員が出席しており会議は成立しております。本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議なしと認めます。
よって、本日の議事日程については、このとおりといたします。
それでは、これより議事に入ります。
日程第 1 議事録署名委員の指定についてを議題といたします。
議事録署名委員には、**野口委員**を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 異議なしと認め、本日の委員会の議事録署名者は、**野口委員**といたします。よろしくお願ひします。

教育長 日程第 2 令和 7 年第 12 回の伊賀市教育委員会議事録の確認についてであります。議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

（なしの声）

教育長 それでは、議事録については、このように取り扱うこととしてよろしいか。

（異議なしの声）

教育長 議事録は、事前送付内容のとおりにすることといたします。

教育長 日程第 3 議案第 53 号 令和 7 年度一般会計補正予算 教育費関係

についてを議題といたします。

本議案につきまして、事務局次長から順に説明をお願いします。

(説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(質疑応答)

委員 学校教育課の学校給食費について、歳入の教職員等の本人負担分と歳出の財源内訳の差異がありますがいかがですか。

事務局次長 ふるさと応援基金からの充当と確認しております。

事務局長 差異については、歳入はあくまでも教職員の分であり、子どもたちにかかる分については市費で財源を充てさせていただいております。ふるさと納税等の基金を積み立てておりますので、そういったところから充当しております。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 53 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。

よって、議案 53 号は、可決いたしました。

日程第 4 議案第 54 号 伊賀市立中学校の生徒に係る成績評価基準検討委員会設置要綱の制定についてを議題といたします。

本議案につきまして、学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 各学校での連携会議ですが、講師が増えている中で時間の確保はどう

するのでしょうか。

学校教育課長 講師の中には複数校に行っていただいている人もいるため、各学校で調整をして5限授業に切り上げる等、工夫して時間を確保していただけるよう伝えております。非常勤講師に関しては県の勤務範囲外になりますので、市で費用を充てようと思っております。

委員 部会は全教科に対して開催するのでしょうか。各教科の先生がどこかの学校に集まって行うのですか。

学校教育課長 学校か教育研究センターか開催場所は未定ですが、教科ごとに普通学級の担当をしている先生を集め、開催することになっております。

委員 全ての学校の成績の評価を平準化するため、情報共有をしていくということでしょうか。

学校教育課長 今まで、評価の項目が学校によって異なっていたため、必要な項目ごとに割合等を検討していただこうと考えております。

教育長 特に非常勤の方はそういった情報を知る機会も少なかったため、第1回目は情報交換をする部会を立ち上げようと考えております。

委員 教科ごとに全ての先生が集まるという説明がありましたが、第6条の2には「部会の構成員は、伊賀市立中学校の各校（以下「各学校」という。）でそれぞれの教科を担当する者とし、教育委員会が委嘱する。」とあり、この書き方では教育委員会から誰が出席するのか委嘱するようになりますが、講師も含め全員の先生が部会に出席するという認識でよろしいでしょうか。

学校教育課長 はい。非常勤講師も含め、普通学級で担当をしている全ての先生を委員として委嘱すると考えております。

委員 部会を開かれたのち、部会長、副部会長を決めて、その後の招集は部会の事務局である教育委員会が行い、部会の運営は部会長が行うということでしょうか。

学校教育課長 そうです。

委員 今回ご準備いただいた補正予算については、非常勤講師が元の勤務時間以外に部会を開催した時のためという認識でよろしいでしょうか。

学校教育課長 そうです。非常勤講師は学校で働いている時間とあまりかけ離れた時間になると時間が空いてしまうため、できるだけ無駄がないような時間帯で会議を設定していただければと思っております。

教育長 非常勤講師は時間で雇用され、授業をしたりノートを確認したりしているため、会議の時間は考慮されておりません。その点を補償していくかなければならないと考えております。

委員 部会は定期的に開催しますか。意思疎通を図ることを目的として第1回を開催した後は、年度内はメンバーも変わりませんので、なにかあるときだけ招集をかけるのか、学期ごとに成績をつける前に集まるのか、どういった形で開催するのでしょうか。

学校教育課長 3学期に1回目の開催をして、一定の基準等を作成しますが、次年度以降は連携会議等で出ていた不具合や来年度への変更点の確認を年度に1回する予定です。ただ、途中で大幅な不具合等が出てきた場合には臨時開催の検討をしたいと思います。

教育長 現在、学習指導要領の改定が2030年に向けて行われており、来年には明らかになります。学習内容が変わると評価についても変わってくるため、それを検討できる場になると思います。また、シラバスも変わってきてきますので部会で内容の確認をし、シラバスに基づいて授業を行い評価すれば整合性が図れると思います。

委員 部会の開催のタイミングについて、平準化した目線で成績をつけるためのスタートラインとして会議を行うことも大切ですが、最終的に成績をつける段階で特異的なパターンが発生した際に、同じような事象が別の学校であった時のためにも、どういった観点で判断すべきかを共通化するための部会を持ちたいということがあると思います。そういうった場合に時間をかけて場所をセッティングして集まるのは大変だと思いますが、部会で認識を共通させるための方法は考えているのでしょうか。

学校教育課長 今年度は3学期に一度集まつていただき、その内容を学校教育課で収集し、今年度中に各学校に通知を送ります。それを基にして4月にそれぞれの先生が評価したい部分を加えて最終的な評価基準を作っていただきます。シラバスにも掲載し、それを基に授業や評価をしていきます。年度途中に不具合が発生していくこともあると思いますが、その場合は必要に応じて意見を伺って、検討委員会事務局で判断できるものは判断したうえで説明しますが、集まる必要があるときには部会を開催することも必要になるかと思います。

委員 各学校という小さな空間で起こることを、連携会議や教育委員会に素案として持つていただくことにもなにかしらの壁があると感じますのでその辺の留意性にはご配慮いただけたらと思います。

学校教育課長 そういう意見があるときには連携会議でも意見していただくことになっておりますので、管理職を通じて教育委員会にも質問を寄せ

ていただくようにしたいと思います。

教育長 この部会には指導主事も入ってもらい、決まったことは文書にして教育委員会へ挙げてもらうことと、フィードバックをして共通認識を持ち、勘違いのないように丁寧に進めていきたいと思っております。

委員 各学校でその教科を担当する教員や講師が一人のことがあると思いますが、そういった場合は、指導主事が入って打ち合わせをするのでしょうか。

学校教育課長 連携会議には指導主事は入りませんが、全体が集まる教科部会には指導主事が入ります。講師一人の場合もありますが、その部会で市内の先生たちが集まりますので、評価の情報共有はできると思います。それを基に評価をしていただき、連携会議は各学校でしていただこうと思っております。

委員 小規模校は教科関係なく行うのですか。それとも教科ごとに行うのですか。

学校教育課長 連携会議は基本的には学年ごとで集まり、それぞれの評価を行った根拠を確認してもらおうと思っております。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 54 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案 54 号は、可決いたしました。
日程第 5 議案第 55 号 伊賀市社会教育委員の解職及び委嘱についてを議題といたします。
本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 55 号に対し、
原案どおり承認することに賛成の方の举手を求めます。

(委員の举手)

教育長 全員一致でございます。

よって、議案 55 号は、可決いたしました。

日程第 6 議案第 56 号 伊賀市文化財保護指導委員の委嘱について
を議題といたします。

本議案につきまして、文化財課長から説明をお願いします。

(文化財課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 56 号に対し、
原案どおり承認することに賛成の方の举手を求めます。

(委員の举手)

教育長 全員一致でございます。

よって、議案 56 号は、可決いたしました。

日程第 7 議案第 57 号 伊賀市上野図書館設置条例の一部改正につ
いてを議題といたします。

本議案につきまして、上野図書館長から説明をお願いします。

(上野図書館長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

委員 伊賀市立図書館というのは、伊賀市中央図書館、北部図書館、南部図書館を全て含めた名称でしょうか。

上野図書館長 全て合わせて伊賀市立図書館という言い方をしまして、個々には伊賀市中央図書館、北部図書館、南部図書館という名称がつくこととなります。

教育長 他に、ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 57 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案 57 号は、可決いたしました。

教育長 それでは、日程第 8 報告説明事項に移ります。
事項①番 教育行政点検評価報告書についてを説明お願いします。

(事務局次長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項②番 寄附について（教育総務課）を説明お願いします。

(事務局次長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項③番 令和7年度 一人ひとりが輝く伊賀市奨学金（再募集分）の支給についてを説明お願ひします。

（事務局次長 説明）

教育長 ご質疑ございませんか。

（なしの声）

教育長 事項④番 令和8年度「二十歳のつどい」の開催についてを説明お願ひします。

（生涯学習課長 説明）

教育長 ご質疑ございませんか。

委員 二十歳のつどいは生涯学習課が主となり開催するものなのでしょうか。

事務局長 庁内でどういった目的をもってどの課が担当すべきかということを検討しています。対象者がどのような目的で行いたいのかヒアリングもさせていただき、一旦は生涯学習課で担当しますが、今後目的が定まりましたら該当する部署も関わって市長部局と教育委員会が共催として行いたいと思っております。

委員 二十歳のお祝いとしてのつどいを市長部局と教育委員会の共催で進めるということは分かりました。18歳の段階で成人となることの自覚をもてるような市としてのアクションは、市長部局にはありますでしょうか。

事務局長 18歳になりましたら、成人として自覚を持っていただくために、主権者教育など自覚を促すようなメッセージなどはしていきたいと考えております。

委員 教育委員会として教育の現場で教育者がすることが当然かと思いますが、市長は市として子どもたちに何かを行う計画はあるのかという質問です。

事務局長 市長からのメッセージを出させていただくということです。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

（なしの声）

教育長 事項⑤番 寄附について（文化財課）を説明お願いします。

（文化財課長 説明）

教育長 ご質疑ございませんか。

（なしの声）

教育長 事項⑥番 寄附について（上野図書館）を説明お願いします。

（上野図書館長 説明）

教育長 ご質疑ございませんか。

（なしの声）

教育長 続いて、事項⑦番 「その他」の項ですが、何かございませんか。

委員 霊山の管理についてはその後どうなっているのでしょうか。パトロールをしていただいているようですが頻度を検討する等の話はどうなっているのでしょうか。

文化財課長 霊山山頂遺跡は県の史跡となっておりまして、その中の厚生文化財である所管の立像が盗難にあったということでございます。今後の対応としてはパトロールの話と文書による盗難等に留意する注意喚起を発送すると同時に、不安を感じられている状況のヒアリングやアンケートを予定しているところです。靈山保勝会のパトロール頻度については確認ができないのが現状でございます。件数が多いため、頻度までは申し上げにくいですが、注意喚起をするなかで、所有者だけでなく檀家の方がみえることがあり、盗難にあうものの多くは持ち運びできるものなので、みんなで守るという形で注意喚起を今後も続けていかなければいけないと思います。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

（なしの声）

教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。事務局から連絡等ございましたら、お願いします。

それでは、これをもちまして、第 13 回定例会は閉会といたします。議事協力どうもありがとうございました。

11 時 05 分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員